

令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が主体的に行う地域特性を生かした介護予防の取組を推進するため、市民が自ら企画して実施する介護予防活動等に対して、予算の範囲内において令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防活動 市民が自主的に高齢者等の健康増進に寄与することを目的として行う次のいずれかに該当する活動をいう。
 - ア 運動機能の向上に関する活動
 - イ 口腔機能の向上に関する活動
 - ウ 心身機能の向上に関する活動
- (2) サロン活動 市民が自主的に高齢者等の閉じこもり予防、健康の増進及び生きがいづくりを目的として行う次のいずれかに該当する活動をいう。
 - ア 地域で孤立することなく安心して集まれる居場所づくり活動
 - イ 市民の興味や関心が生かされる活動
 - ウ 地域内交流や世代間交流を積極的に推進する活動
- (3) 専門講師 次のいずれかの資格を有する者をいう。ただし、一般職の公務員を除く。
 - ア 健康運動指導士又は健康運動実践指導者
 - イ 介護予防主任運動指導員又は介護予防運動指導員
 - ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - エ 柔道整復師又はあん摩マッサージ師
 - オ 保健師、歯科衛生士、管理栄養士又は栄養士
 - カ レクリエーション・インストラクター、臨床美術士（アートセラピー）
 - キ その他介護予防活動の指導に相当と市長が認める資格を有する者

(補助対象活動)

第3条 補助の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 実施主体が市民であり、主に市民である高齢者が対象であること。
- (2) 介護予防活動にあつては、専門講師による指導を別表第1に定めた回数を受講すること。

- (3) 拠点が主に市内の地区公民館、集会所等の屋内であること。
- (4) 活動拠場で年間実施回数の半数以上の活動が行われること。
- (5) 1回の開催につき、概ね60分以上の活動が行われること。
- (6) 活動に係る収支が明らかであり、参加費を徴する等、当該補助以外に自主財源を確保するものとし、概ね総活動費の3割は自主財源であること。
- (7) 傷害保険、賠償責任保険等に加入すること。ただし、活動内容から怪我等の恐れがないと判断される場合には、この限りではない。
- (8) 参加者相互の共益又は親睦のみの活動でないこと。
- (9) 参加者を広く募ること。ただし、会場等の都合から参加者の増員が困難な場合には、この限りでない。
- (10) 市などの公共的団体の出前講座（健康増進・介護予防にかかわるもの）を、積極的に活用すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、補助の対象としない。

- (1) 市が実施する他の補助制度等の支援を受け、又は受ける予定の活動
- (2) 営利を目的とする活動
- (3) 宗教又は政治活動を目的とする活動
- (4) 公共の福祉に反すると認められる活動
- (5) その他市長が適当でないとする活動
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象活動の目的を達成するために直接必要と認められる経費とし、その基準は、別表第2のとおりとする。ただし、当該補助以外の自主財源がある場合は、当該額は補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、介護予防活動にあつては別表第3に定める額、サロン活動にあつては別表第4に定める額を上限に、前条の規定による補助対象経費に別表第5に掲げる補助支給割合を乗じて得た額とする。ただし、実施月数が10か月未満である場合、別表第3及び別表第4について、これらの表中の実施回数を別表第6のとおり読み替えて適用するものとする。

(申請)

第6条 補助対象活動を行う者のうち規則第3条の規定により補助金の申請をしようとするもの（以下「補助対象団体」という。）は、令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金交付申請書（様式第1号）に、令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金収支予算書（様式第2号）及び令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動参加予定者名簿（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更もしくは補助事業に要する経費の配分を変更するとき又は中止するときは、令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金変更・中止等承認申請書(様式第4号)により市長の承認を受けるものとする。ただし、市長が事業遂行上、適当と認める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。
- (3) 市長が必要があると認めるときは、補助対象活動を行う補助対象団体に対し、報告を求め又は立入りを求めることができるものとする。
- (4) 補助対象団体は、補助対象活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による補助対象活動の実績報告は、令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金実績報告書(様式第6号)によるものとし、その添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動参加者名簿兼出欠簿(様式第7号)
 - (2) 令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金収支決算書(様式第8号)
 - (3) 補助金充当経費に係る支払の確認が出来る書類(領収書等)の写し
- 2 前項に規定する書類の提出期日は、補助対象活動の完了した日から起算して1月を経過する日又は補助対象活動の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の概算払)

第9条 補助対象団体から概算払による交付申請をうけたときは、規則第14条ただし書の規定に基づき概算払により交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康長寿課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金について適用する。

別表第1（第3条関係）

専門講師による指導受講回数

実施月数	10月以上	左記以外
受講回数	3回以上	1回以上

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

項目	補助対象経費	補助対象外経費
報償費	専門講師への謝金、謝礼その他補助対象活動の実施に直接必要なもので、補助対象団体以外の者に支払う経費	
需用費	補助対象活動の実施に要する消耗品費、燃料費及び印刷費	移動に係る自動車等燃料費、飲食に係る経費
役務費	補助対象活動の実施に要する通信費、手数料及び保険料	連絡に係る電話費
使用料及び賃借料	補助対象活動の実施に要する会場使用料、冷暖房使用料及び施設入場料	
備品購入費	3年間以上その形状を変えることなく使用できるものの購入経費。ただし、その購入総額に充当できる補助金は、補助金額の5割以内に限る。	
負担金	補助対象活動の実施に直接必要となる研修参加費	研修の飲食に係る経費

別表第3（第5条関係）

補助限度額

1回当たりの 平均参加人数 実施回数／年	20人以上	10人以上 20人未満	5人以上 10人未満
	40回以上	130,000円	105,000円
30回以上40回未満	105,000円	90,000円	70,000円
20回以上30回未満	90,000円	70,000円	45,000円

※1回当たりの平均参加人数（総参加人数/実施回数）は、小数点第1位を四捨五入して得た数とする。

※参加人数は、市民のみとする。

別表第4（第5条関係）

補助限度額

1回当たりの 平均参加人数 実施回数／年	20人以上	10人以上 20人未満	5人以上 10人未満
	40回以上	65,000円	55,000円
30回以上40回未満	55,000円	35,000円	25,000円
20回以上30回未満	35,000円	25,000円	20,000円

※1回当たりの平均参加人数（総参加人数/実施回数）は、小数点第1位を四捨五入して得た数とする。

※参加人数は、市民のみとする。

別表第5（第5条関係）

補助支給割合

実施月数	10月以上	7月以上 10月未満	4月以上 7月未満	4月未満
支給割合	100%	75%	50%	25%

※年度内に実施しない月がある場合は、別表第3又は別表第4の額を基準とし、当該表の補助支給割合相当額を支給するものとする。

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第6（第5条関係）

実施回数の読み替え

実施月数	10月以上	7月以上 10月未満	4月以上 7月未満	4月未満
実施回数／年	40回以上	30回以上	20回以上	10回以上
	30回以上	22回以上	15回以上	7回以上
	20回以上	15回以上	10回以上	5回以上

※年度内に実施しない月がある場合は、別表第3又は別表第4の実施回数／年を、当該表のとおり読み替えるものとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

多賀城市長 殿

住所

申請者 氏名

電話 ()

F A X ()

令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金交付申請書
多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 団体名 _____ 代表者名 _____

2 活動拠点

施設種別 ア 公民館 イ 地区集会所 ウ 民間施設 エ その他

施設名称 _____

住 所 多賀城市 _____

3 申請区分

(1) 活動分類（どちらかにチェック） 介護予防活動 サロン活動

(2) 活動開始日（本年度分） _____ 年 _____ 月から

(3) 実施見込年間回数 _____ 年 _____ 回

(4) 平均参加見込人数 _____ 年間平均 _____ 人

4 実施日時等

第1・2・3・4 () 曜日

時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで

5 概算払いによる交付を希望する（どちらかにチェック） 有 無

6 補助申請額 金 _____ 円

7 添付書類

(1) 令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金収支予算書（様式第2号）

(2) 令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動参加予定者名簿（様式第3号）

年 月 日

多賀城市長 殿

住所
申請者 氏名
電話 ()

令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金変更・中止等承認申請書

年 月 日付け多賀城市指令第 号 で補助金の交付決定を受けた介護予防活動について、下記のとおり活動を変更・中止等したいので、多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金交付要綱第8条の規定により承認を申請します。

記

1 変更・中止等の理由

2 変更・中止等をする内容

3 変更する額

交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円

4 添付書類

令和5年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金変更収支予算書（様式第5号）

様式第5号（第8条関係）

令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金変更収支予算書

収入項目	摘要	予算額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合計		円

団体名		代表者名	
支出項目	摘要	予算額	補助金の充当
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合計		円	

年 月 日

多賀城市長 殿

住所
申請者 氏名
電話 ()

令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金実績報告書
年 月 日付け多賀城市指令第 号 で交付決定を受けた介護予防
活動等が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 活動実績

団体名									
活動分類 (いずれかに○)	介護予防活動					サロン活動			
実施回数	全 回								
参加人数	4月	回	人	8月	回	人	12月	回	人
	5月	回	人	9月	回	人	1月	回	人
	6月	回	人	10月	回	人	2月	回	人
	7月	回	人	11月	回	人	3月	回	人
	延参加人数	延 人		平均参加人数			平均 人		
事業完了年月日	年 月 日				補助金交付決定額		円		

※平均参加人数は、延参加人数／実施回数により求めること。

2 添付書類

- (1) 令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動参加者名簿兼出欠簿（様式第7号）
- (2) 令和6年度多賀城市いきいきシニアの介護予防活動補助金収支決算書（様式第8号）
- (3) 補助金充当経費に係る支払の確認が出来る書類（領収書等）の写し

